

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（補助）実施要領

平成22年4月1日付け21農振第2327号
平成29年3月31日付け28農振第2260号
令和2年4月1日付け元農振第3408号
最終改正 令和3年3月29日付け2農振第3058号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

） 殿

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業の実施は、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（補助）実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2326号農林水産事務次官依名通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 事業実施手続

- 1 要綱第6の1の事業採択申請書は、別記様式第1号により作成するものとする。
- 2 要綱第6の2の事業採択申請書は、別記様式第1号により作成するものとし、都道府県知事は、事業実施主体からの事業採択申請書の写しを添付の上、原則として事業開始年度の前年度の2月15日までに地方農政局長等（要綱第3の地方農政局長等をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- 3 要綱第6の3の事業採択通知書は、別記様式第2号により作成するものとする。
- 4 要綱第6の4の事業実施主体への通知は、別記様式第2号により行うものとする。

第3 助成

要綱第7の助成の対象となる経費は、以下のとおりとする。

- 1 要綱第2の1の事業にあつては、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の収集運搬業者が、PCB廃棄物を保管する土地改良施設から収集し、処理施設に運搬、搬入するために要する経費（これらに伴うPCB廃棄物の積込み、積下し、積替え、保管、液抜き等処分に要する経費を含む。）とする
- 2 要綱第2の2の事業にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ必要となる業務の実施に要する経費とする。
 - (1) 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査
 - ① 分析調査に必要となる塗膜の剥離（剥離箇所の再塗装を含む。）及び剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置
 - ② ①により剥離した塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査

(2) PCBを含む塗膜の処理等

- ① 土地改良施設全体の塗膜の剥離及び剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置
- ② ①により剥離した塗膜の処分（処理施設までの運搬を含む。）
- ③ ①により塗膜を剥離した施設の再塗装

第4 事業実施結果の報告

- 1 要綱第8の1の都道府県知事への報告は、別記様式第3号により行うものとする。
- 2 要綱第8の2の地方農政局長等への報告は、別記様式第3号により、事業実施年度の翌年度の6月末日までに行うものとする。

第5 その他

令和2年度における都道府県知事の事業採択申請書の提出期限は、第2の2にかかわらず、令和2年11月末日までとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業実施要領の一部改正について（令和2年4月1日付け元農振第3408号農林水産省農村振興局長通知）による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

(別記様式第1号)

〇〇年度 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業(補助) 採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〔地方農政局長 殿
農林水産省農村振興局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

事業実施主体の代表者名
〔都道府県知事名〕

下記のとおり事業を実施したいので、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業(補助)実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2326号農林水産事務次官依命通知)第6の1〔2〕に基づき、添付書類を添えて申請します。

記

事業実施主体名	事業の内容	総事業費	備考
	1 PCB廃棄物の収集運搬(要綱第2の1の事業) 2 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査等(要綱第2の2の事業) (1) 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査 (2) PCBを含む塗膜の処理等	千円	

(添付書類)

土地改良施設PCB廃棄物処理計画書

〔事業実施主体からの採択申請書の写し〕

注：〔 〕は、都道府県知事から地方農政局長等に申請する場合に適用。

〇〇年度 土地改良施設PCB廃棄物処理計画書

都道府県名

--

1 施設管理者の概要

施設管理者名	
施設管理者の所在地	
関係市町村名	

(記載要領)

- 1 「施設管理者の所在地」欄には、施設管理者の主たる事務所の所在地を記載する。

2 PCB廃棄物の収集運搬（要綱第2の1の事業関係）

(1) PCB廃棄物の保管状況

PCB廃棄物の種類	PCB濃度	個数	重量(kg)	保管場所	保管状況等	備考
合 計						

(記載要領)

- 1 「PCB廃棄物の種類」欄には、「高圧コンデンサ」、「トランス」等、具体的に記載すること。
- 2 「PCB濃度」欄には、PCB廃棄物のPCB濃度について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）に規定する基準に基づき、高濃度及び低濃度の別を記載すること。
- 3 「保管場所」欄には、住所のほか、〇〇機场内、〇〇事務所内倉庫等、具体的な保管場所を記載すること。
- 4 「保管状況等」欄には、「容器の形状」、「囲い等の有無」、「漏れ等のおそれの有無」等について、それぞれ現在の状況を記載し、他に特記すべき事項があれば、その旨を記載すること。

(2) PCB廃棄物収集運搬業者等との調整状況

① PCB廃棄物収集運搬業者

運 搬 業 者 名	
搬 出 時 期	年 月 日 (予定)
収集運搬に要する経費	千円
備 考	

(記載要領)

備考欄には、事業実施主体が、自ら管理している土地改良施設に隣接している土地改良施設の管理者が保管するPCB廃棄物と混載して収集運搬する場合等の特記すべき事項を記載すること。

② PCB廃棄物処理業者

ア 中間貯蔵・環境安全事業株式会社	搬入する事業所	北海道・東京・豊田・大阪・北九州
	搬 入 時 期	年 月 日 (予定)
イ その他の廃棄物処理業者	処 分 場 名	
	搬 入 時 期	年 月 日 (予定)

(記載要領)

- 1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理対象となるPCB廃棄物の場合、アの欄に記載すること。
- 2 アの「搬入する事業所」欄には、該当箇所には○を付けること。
- 3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理対象外のPCB廃棄物の場合、イの欄に記載すること。
- 4 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理対象及び処理対象外のPCB廃棄物が混在し、各々収集運搬する場合であって、PCB廃棄物収集運搬業者が別の場合は、2の(2)の①については、それぞれ分けて記載すること。
- 5 不要な箇所には斜線を引くこと。

3 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査等 (要綱第2の2の事業関係)

(1) 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査

施設の名称 及び塗装部位	造成又は 再塗装の時期	経費 (千円)			備考
		剥離 (再塗装を含む。)	仮設物	分析調査	

(記載要領)

- 1 「施設の名称及び塗装部位」欄には、〇〇頭首工、〇〇機場等の施設の名称及び分析対象となる塗装部位（ゲート等）を記載すること。
- 2 「造成又は再塗装の時期」欄には、施設の造成時の塗装又は再塗装が、P C Bを含む塗料又はP C Bを含むおそれがある塗料を用いて行われた年度を記載すること。
- 3 「経費」欄には、要領第3の2の（1）の実施に必要となる経費を業務ごとに記載すること。

(2) P C Bを含む塗膜の処理等

施設の名称 及び塗装部位	塗膜中のP C B濃度		処分 重量 (kg)	経費 (千円)					備考
	(mg/kg)	高濃度/低濃度		剥離	仮設物	収集 運搬	処分	再塗装	

(記載要領)

- 1 「施設の名称及び塗装部位」欄には、〇〇頭首工、〇〇機場等の施設の名称及び分析対象となる塗装部位（ゲート等）を記載すること。
- 2 「塗膜中のP C B濃度」欄には、分析調査の結果等に基づく塗膜のP C B濃度の値と、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）に規定する基準に基づき、高濃度及び低濃度の別を記載すること。
- 3 「処分重量」欄には、処分が必要となるP C Bを含む塗膜（以下「P C B含有塗膜」という。）の重量を記載すること。
- 4 「経費」欄には、要領第3の2の（2）の実施に必要となる経費を業務ごとに記載すること。

(3) P C B廃棄物収集運搬業者等との調整状況

① P C B廃棄物収集運搬業者

運 搬 業 者 名	
搬 出 時 期	年 月 日 (予定)
備 考	

(記載要領)

備考欄には、事業実施主体が、自ら管理している土地改良施設に隣接している土地改良施設の管理者が保管するP C B廃棄物と混載して収集運搬する場合等の特記すべき事項を記載すること。

② P C B 廃棄物処理業者

ア 中間貯蔵・環境安全事業株式会社	搬入する事業所	北海道・東京・豊田・大阪・北九州
	搬入時期	年 月 日 (予定)
イ その他の廃棄物処理業者	処分場名	
	搬入時期	年 月 日 (予定)

(記載要領)

- 1 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理対象となる P C B 含有塗膜の場合、アの欄に記載すること。
- 2 アの「搬入する事業所」欄には、該当箇所に○を付けること。
- 3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理対象外の P C B 含有塗膜の場合、イの欄に記載すること。
- 4 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理対象及び処理対象外の P C B 含有塗膜が混在し、各々収集運搬する場合であって、P C B 廃棄物収集運搬業者が別の場合は、3の(3)の①については、それぞれ分けて記載すること。
- 5 不要な箇所には斜線を引くこと。

4 その他特記すべき事項

--

(記載要領)

上記以外に特記すべき事項があれば、記載する。

(注)

- 1 本計画書は施設管理者ごとに作成すること。
- 2 施設管理者は、太枠内を記載すること。

(別記様式第2号)

〇〇年度 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業(補助) 採択通知書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
〔事業実施主体の代表者 殿〕

地方農政局長
農林水産省農村振興局長
内閣府沖縄総合事務局長
〔都道府県知事名〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業(補助)の事業実施について、下記のとおり採択した〔された〕ので、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業(補助)実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2326号農林水産事務次官依名通知)第6の3〔4〕に基づき、通知します。

記

事業実施主体名	事業の内容	総事業費	備考
	1 PCB廃棄物の収集運搬 (要綱第2の1の事業) 2 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査等(要綱第2の2の事業) (1) 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査 (2) PCBを含む塗膜の処理等	千円	

注：〔 〕は、都道府県知事から事業を実施したい旨の申請をした事業実施主体へ採択通知する場合に適用。

(別記様式第3号)

〇〇年度 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業(補助)実績報告書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〔 地方農政局長 殿
農林水産省農村振興局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿 〕

事業実施主体の代表者名
〔都道府県知事名〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、補助金の交付決定の通知があった土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業(補助)について、下記のとおり事業を実施したので、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業(補助)実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2326号農林水産事務次官依命通知)第8の1〔2〕に基づき報告します。

記

1 事業実施主体名

2 事業実施内容

3 事業実施収支計算書

(1) 収入の部

	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
国庫補助金				
その他				
計				

(2) 支出の部

	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
PCB廃棄物 収集運搬費				
高濃度PCB廃棄物 保管施設補修費				
計				

注：〔 〕は、都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合に適用。